

## 旧法務省矯正管区敷地の取得について

旧法務省矯正管区敷地（新井3-45-1）については、今年度の用地特別会計により財務省から取得を予定していたところ、年度内の用地取得の契約締結が困難となったため、次のとおり報告する。

### 1 経緯について

標記財産については、平成30年8月に財務省に対して取得要望を行い、令和元年6月の国有財産関東地方審議会への諮問を経て、中野区が売却処分の相手方として決定されたところである。

しかし、関東財務局が地下埋設物等の試掘調査を実施したところ、コンクリート等のがれき類が出土し、その後、掘削調査(本調査)を令和元年10月から本年1月にかけて実施したことにより、今年度中の売買契約締結が困難となった。

### 2 今後の予定について

掘削調査(本調査)終了後、処分等価格決定の手続を経て、売買契約を締結することになるが、地下埋設物等の撤去対策費用の見積額が3千万円以上となることが見込まれており、この場合、撤去対策費用及び不動産鑑定価格について、財務省による「第三者チェック」が追加して行われることになる。そのため、通常処分等価格決定手続に加えて6か月程度の期間を要すると想定されている。

### 3 国の想定スケジュール

令和元年10月～令和2年	1月	地下埋設物等調査	
令和2年	3月～令和3年	2月	処分等価格の決定手続(※)
令和3年	3月以降	予定価格の決定	
令和3年	4月以降	売買契約締結予定	

(※)この期間の中で撤去対策費用及び不動産鑑定価格の第三者チェックが行われる。